

国学に関する谷秦山・垣守の事跡

○谷秦山のかなづかい観・源氏物語観

○谷垣守の覚書から

On Tani-Zinzan and Tani-Kakimori as the Scholars of “Kokugaku”

吉 野 忠

(高知大学教育学部国語研究室)

1 谷秦山の学問と、谷垣守の国学者との関係と

1. 土佐における万葉学が、谷垣守に源を發し、真潮によって盛んになり、その流が鹿持雅澄の万葉集古義に集注されたことは、佐々木信綱氏の「土佐に於ける万葉学の源流」(史学雑誌 28編 7号、国文学の文献学的研究所収)ならびに松山秀美氏の「土佐に於ける万葉学」(土佐史談 16号、大正 15)で明かにせられたところである。土佐の国学は万葉学が中心になったので、万葉学の源流は「国学」の源流でもあったといえる。

ところで、土佐の国学の源は、垣守の父、谷秦山に求めることもできると思う^(註1)。

谷秦山は、元禄 14年契沖が 62才で寂した時、39才であり、荷田春満は 33才であるから、年齢では、春満にほぼ同じく、契沖よりは大分下である。

2. 国学の起った因由と、その目的・方法などについて、あらまし次のようにいうことができようか^(註2)。

(1) 儒学が盛んになったが、儒学者たちは、外国のことを知って、自国のことを知らない、外国を主とし、自国を従としている。この態度に対する批判抵抗として、自国の古道、ないしは古文化を明かにしようとする国学が起ってきたと考えてよいであろう。その古道、古文化は単なる古道、古文化ではなく、現代ならびに将来に生きる精神・文化である、との認識に立っている。

(2) その研究方法としては、事実の正しい認識のために、古語に即し、帰納的・批判的方法をとる。これは、中世的な儒仏の立場に立つ演繹的方法と、師説盲従を排するものである。近世の自由精神は、批判精神の培地であったが、資料がゆたかに世に出るようになったことは、帰納的研究を育てたものである^(註3)。

3. 谷秦山(丹三郎重遠、寛文 3年1663~享保 3年1718、56才)については、西内雅氏の「谷秦山の神道」(昭18)「谷秦山の学」(昭20)その他の研究がある。かれは、儒者であるが、日本人として、日本を自国と意識する立場のもっとも明かな人で、後年、伴蒿蹊も、新井白石、貝原益軒、伊藤東涯と並べて、「国朝の人たるに不恥といふべし」といっている(閑田耕筆巻2)。

秦山の学は広く、神道・儒学(朱子学)・天文暦学その他にわたっているが、その中心をなすものは神道である。

あとに引く、孫真潮の垣守伝にあるように、秦山は、皇朝の人としては、神道・歌学・有職を学ばなければならないとした。秦山の皇朝学はこの 3部門を有するわけである。有職では、律令格式、すなわち法制が重要な内容となっている。春満の創国学校啓でも、神道・国史法制・和歌をあげているのと同様である。

秦山は、その学を「日本ノ学」と呼んでいる(秦山渠巻14、秦山手簡 47)のであるが、それは、古典(神代紀中心)を熟読玩味して、日本の道を知ることであり、儒学は日本学の翼となるという地

位が与えられている。(垣守においても同様である)

惣して日本ノ学万事有てい正直。少にても己をほこり物をあなとり申心有之まじき也。神代兩巻よくよく得心可被成候。日用の事毛頭のこり無之候。世人よみ様あらく候ニ付皆て心付不申苦々敷事候。(宮地介直宛書簡, 秦山手簡47)

この日本の道の認識は、国学者の古道の認識に似たものではないか。

また、かれの、広く諸説をきき、古典に沈潜し、従來の説に盲従せず、批判的に考える態度は、国学者的なものがあるといえるであろう。土佐の国学の源といっても、当を得ないことはないと思うのである。(なお、かれが古事記を研究していることも注目すべきであろう。(註1))

以上の考察は、まことに粗であるが、次に、片言隻語をとらえてではあるが、かれのかなづかい観と源氏物語観とを見て、上に述べたところの裏づけとしたいと思う。

なお、かれは歌も少しはよんだが、さして注目すべきものはない。ついでに、「秦山日抄」(宝永3年～正徳4年ごろ)18冊に抄録された国文学関係の書目をあげれば、次のようなものがある。

八雲御抄 源氏湖月抄 枕草紙春曙抄 万葉集拾穂抄 徒然草文段抄 和漢朗詠集註 和名類聚抄 八色抄(古今～新古今) 挙白集

4. 谷垣守(丹四郎, 暁峯と号す。元祿11年1698～宝暦2年1752, 55才, 秦山の子)

谷垣守の学問について、その子真潮は次のようにいっている。

秦山君, 晩年常ニ謂ハク, 神道・歌学・有識ノ三者, 学バズンバ則チ皇朝ノ人ニ非ルナリト。而シテ身僻境且ツ權籍ニ在リテ師友無ク文献乏シキヲ以テ, 其ノ事未ダ精究セズ, 恨ト為シキ。秦山君没シテ, 先父君其ノ志ヲ継ギ, 神ハ玉木葦齋ヲ師トシ, 歌ハ高屋近文ヲ師トシ, 旁諸名家ニ問ヒ, 刻苦研尋, 至ラザル所無シ。橘家神道ノ若キ, 心ヲ用フル尤モ甚シ。後東都ニ扈從シ, 内ハ岡田正利・友部安崇ニ交リ, 討論年有リ, 所謂, 風水風葉ヲ得テ而モ未ダ以テ自ラ足レリトセズ, 後, 加茂真淵・荷田在満ノ古学ヲ倡フルヲ聞キ, 之ニ從学シ, 講究年有リ。是ニ於テ, 昔年講ズル所ノ神道ハ真ヲ失フコト有リト覺リ, 晩ニ神代紀ヲ講ズルニ, 往々指摘スル所有リ。而シテ其説平易簡明, 諸説ヲ折衷シテ大成ニ幾シ。門人之ヲ録シテ早別草ト曰フ。平居手ニ巻ヲ廢セズ。手ヅカラ謄写スル所, 皇朝ノ書数百部, 著ス所, 神代事跡考・芳宮事跡考・土佐国紀事有リ。其ノ他稿ニ属スル者猶多シ。而シテ行役年々, 寧居ニ違アラズ, 天亦其ノ年ヲ假サズシテ, 大成ヲ見ルニ及バズ。嗟呼恨ムベキ哉。(北溪集)(原漢文)

垣守については、寺石正路氏「南学史」その他に記述せられているが、松山秀美氏の「土佐歌人群像」谷垣守(土佐史談33号, 昭和5年, 後「歌人群像」に収められる)がまとまっている。そのほかに、中田四朗氏の論文が「土佐史談」に数回載せられており、中でも「出江後の谷垣守と在江学者との交渉の一面」(60号)は貴重な資料を提供している。

秦山には歌学的色彩がうすいが、垣守は歌学的色彩が濃くなってきているように思われる。垣守の蔵書目録である「秦山蔵書目」^(註4)(秦山は父の名ではない)を見ても、相当多数の「歌書」があるのであり、また、賀茂真淵・荷田在満を師とし、国学の本流をうけているのである。

ここには、主として、真淵・在満との関係を述べておきたい。

賀茂翁家集には、「大神垣守が土佐国にかへるにわかるとて」(巻2)の1首が見えるだけで、県居門人録には子の真潮の名が見えている(ただし、入門は垣守没後11年の宝暦13年である)。真淵・在満との関係は、中田四朗氏が前記論文で、また、南信一氏が「賀茂真淵の古典会読」で、垣守の「武江日記」を検することによって、明かにしていられる。(垣守は、元元元年から寛延4年までの8回、藩主の侍講として、参勤交替に伴って江戸へ行っている。その日記が武江日記である。現在の所在を知らない)

それによると、延享元年第5回の江戸行の日記に、9月5日、「北八丁掘薬師山王の渡町之岡部参四殿へ行面会 歌道有職□御承」とあり、これが真淵宅の初訪問(おそらく初対面)と思われる。

ついで、9月24日「岡部氏へ行 令伊勢物語承」などと真淵との交渉が多くなる。また、延享2年4月1日「羽倉東之進殿へ行。緩談。書物返進」とある。これによって、真淵・在満への入門は延享元年であろうかと思われる。その入門には、岡田正利の神道講談で知り合いになった村田春道が仲介したのではないかと中田氏は推測してられる。

ところが、延享5年(寛延元年)11月16日の日記に「八丁堀へ行……今日岡部氏大ニ忿怒」とある。その後もとのままであるが、寛延3年11月「羽倉東之進丈 岡部参四丈へ退門状遣ス」ということになる。それに対し「岡部翁より有職返進いたし、神道貶斥□□し来、不返答」「羽倉先生伝語甚殊勝之事也」そして、ついに「岡部氏退門之事許免被致」で、垣守は、真淵・在満のもとを同時に去るのである。真淵を怒らせたのは、「神道貶斥□□」というところからみて、中田氏のいわれるように、垣守の神道の立場が、真淵の古神道と相容れぬところがあったのによるのではないかと思われる。笹月清美氏によると、真淵は、春満の説く道をそのまま受け入れることができなかった、それは春満の説く道が儒教的であったからであるという^(註5)。垣守にも儒教的色彩もあり、そこに意見の対立が生じ、「事ニ遇ヒ直言シ苟合セズ」と真淵がいったような性格から、激突ということになったのかもしれない。在満は怒ってはいず、あるいは、なだめているかと思われる。世にいう、真淵は包容性があり、在満は多少偏狭かという評とは逆の印象を受けもするのであるが、在満は垣守の立場に理解があったのであろう。それにしても、在満からも退門したのはどういうわけであろうか。おそらくは、そこに何かの義理があったのであろう。(真淵を介して在満に入門したためか、あるいは、真淵・在満が親密な間からであるからか) 寛延3年は、真淵54才、在満45才、垣守53才で、翌年在満没し、翌々年垣守も没している。垣守最後の江戸行きであった。

このようにして、垣守は終りに真淵・在満のもとを去ったとはいえ、その門に行きかようこと幾年かであり、垣守を介して、国学が土佐に流れていったことは疑いない。垣守の退門の時使いの役をした村上弁蔵(随影、源影面)は、垣守の門人であり、当時真淵の門人にもなっていた。かれは後に土佐藩を脱し、真淵から縁を切られるのであるが、かれを非難した真淵の手紙^(註6)に、谷丹四郎の頼みで入門させたといっている。後年の、子真淵の県居入門もその契機は垣守が作ったのである。(橋常樹(長谷川利太夫、後、淡輪造酒)も土佐の人で垣守と親しかった。垣守の真淵入門の縁をつくったひとりかと思われる。)

注

- (1) 松山秀美氏、中田四朗氏も秦山を土佐国学(万葉学)の源とみてられる。
- (2) 久松潜一氏「国学 その成立と国文学との関係」山田孝雄氏「国学の本義」その他を参考にした。
- (3) 「ぬなは草紙」(多田義俊)に、従来の有職古実(師伝であったのを)、壺井義知は、古記録によって古実を明かにするようになった。これは一般人が古記録を見ることができるようになったためであるとする。
- (4) 山内文庫(高知県立図書館寄託)
- (5) 文学 昭18年11月号「雅言意識の伝統について」。なお、県居書簡続編78、79番参照。
- (6) 県居書簡続編87番

2 谷秦山のかなづかい観

元禄7年、32才の秦山は、書をもって、江戸の保井都翁(後の徳川春海)に入門したが、それから、都翁に手紙や問目が送られる。翌元禄8年5月に始まる神代巻問目(後に集めて「神代初問」という)の、同年7月19日づけの質問に、次のように言っている。(「伊弉諾尊伊弉册尊立於天浮橋之上共計日」から「由是始起大八洲国之号焉。即对馬島老岐島及处处小島皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也」までについての質疑のあとである)

此点ノ内カナヅカヒアシキ様ニ被存所多く候。只和歌ノカナヅカヒトハ違可申候哉。本コノギンミハ無御座候哉。

これに対し、都翁は次のように答えている。

カナヅカヒ如何思召候哉承度候。若竹園抄ナトノ定家ノカナヅカヒハ後世ノ事、神代ヨリ人皇マテ上古カナヅカヒノ吟味コレナク候ユエ、今ノ歌書トハ相違モ多候事。(神代温義——昭和15年刊——43ペ。ただし、引用は原本による。下点、句読点は筆者)

上の春海の答は9月初旬に到着したかと思われる。9月15日にまとめた次の問目の、前回の都翁の教示に対する再問事項の中に、

カナヅカヒノ事可有候事ノ様ニ奉存候。万葉ノ文字ノウメ様神代ノ巻ノ註ノ字等にも見へ申候。後世定家卿ナド被成候事自然ノ音ニ本ツキテ被成候歟。杜撰トハ見へ不申候。タトヘハ葬ト申字ヲ火被ト申事ニテ、仏家ノ語ニ候故、葬トカ、ヲサムルトカ読ガヨイト京衆ヨリ被申越候^(註7)。是等カナヅカヒアシキ故、訓ニ心得違モ出来申也。ハウフルトカナニ書候ヘハマガヒ不申候ヲ、無心得ホウフルト書候故、此差出来申候。此類多候。今少具ニ御吟味被仰聞可被下候。といっている。これに対し、都翁の答は次のようであった。(11月29日到着)

古はカナヅカイノ文字法ナシ。定家卿ヨリ、上ニカクイ、下にカクハヒナド申候故、伊勢物語ニハカナノ上下ノ書様モ今ノトハ違、カマイナシ。葬ホウムルトハ神代初、ヲキツスタヘトテ、人ヲ冲中^(ママ)棄ヲ土中埋故ニ、ホウリマツルト、吉田殿伝也。伊勢物語ニ、み子御はふりの夜、御覽可成候。伊勢物語ノ言葉右中程よりハ初ト覚申候。祝ヲハウリト訓、上古ハ葬司ミサキノ頭ナトナリ。中古ヨリ神主ト並フ。(神代温義 84ペ)

この答に対して、秦山はさらに意見を申し述べることはなかった。後、秦山は、春海のことばを集録しているが、その中に、

定家卿始作仮名遣。古代無其法。不用可也。(重遺謂。明魏法師説亦如此。然風氣日開、物物有一理。至今世、則仮名遣不可略也)(秦山集 甲乙録 2. []内割注)^(註8)

とある。春海のことばは、上の問目の答を要約したものである。それに対する秦山の考えはかわっていないことがわかる。

かれは、まず、かなづかひの法が、万葉集や神代の巻の註の万葉がなに見られるという。そして、カナヅカヒが正しくないから、ことばの意味のとりちがえがおこるといふ。したがって、今日、カナヅカヒはあるべきだといふ。(秦山集のことばでは、「古代には法がない」ということをかりに認めても、今日は物ごとに理があるから、カナヅカヒは当然あるべきだとしているようである)。

これは、かなづかひの定めは、古代にはなく、定家らの私案であって、用いる必要なしとする春海とは、全く対立する立場である^(註9)。が、定家かなづかひを疑う点では一致する。

成俊は、万葉集のかなづかひには定家かなづかひと異なるものがあるので、万葉の訓点は、万葉に見えるかなづかひで付けるべきだとして、付訓した。

依之人々似背万葉古今等之字義者也。

といっているのと、秦山のことばとは、似通うものがある。しかし、成俊は、日用には、今日も将来も、定家かなづかひを用いるといっている。契沖は万葉集研究から、広く上代の文献にかなづかひの法を見出し^(註10)、それを今日の用にも適用して、かなづかひを根拠のあるものにしようとした。かれは、

○仮名は和語の義によりてかくことなり。

○中世以来仮名をいゝかせにして、義もまた随ひて誤まる事見ゆる……(いずれも倭字正濫通妨抄 序並総評)

といっているが、秦山の「カナヅカヒアシキ故訓ニ心得違モ出来申也」と同じことをいっているのである。秦山の研究の中心は日本書紀神代巻であるが、その研究のため、万葉集その他の古典も見、そこにかなづかひの法を見出したのは、契沖に似ている。また、それを今日にも適用している

かのである。しかし、秦山は、契沖のように例をたくさん集め、かなづかいを定めて、これを使用するというところまでには到らなかった。かれのかなづかいの実際は、かならずしも上代文献に一致しないのである。つまり、いくつかの個々の語については考えたのであろうが、そのほうに力をそそぐのには、かれの関心が広すぎたといえよう。

かれは正濫抄は見えていない。正濫抄は元禄8年9月に発行され、秦山の問目は同年7月ならびに9月に発せられているからである。

秦山のかなづかい観は、実際的發展をしなかったとはいえ、この見解は、

読ム所ノ書、頭ヨリ局ニ到リ、究ムル所ノ義、粗ヨリ精ニ至リ、字トシテ檢セザル無ク、音トシテ弁ゼザル無ク、句トシテ分タザル無ク、点トシテ施サザル無ク、疑フ所ハ挙ゲテ之ヲ問ヒ、之ヲ問ウテ得ザレバ措カズ、見ル所ハ發シテ之ヲ弁ジ、明カナラザレバ措カズ。必ズ、意義相応シ、毫釐ノ紛々タル無キニ至リテ後己ム。(答安東郷東、原漢文)

という精緻な研究的態度の上に生じたものと考えられる。

かなづかい問題も、古語によって古意を知るといふ国学の方法と同じものに根ざしているところに、国学への流を見ることができるとはなからうか。

注

- (7) 葬のかなづかい、ならびに語義については、別に都翁からの手紙(天柱密談、乙亥6月の手紙の次)に、一葬 ト部にてはホヲリマツルと訓。棄ること也。諸家にてはヲサメマツルと訓す。ハニフリの訓面白猶吟味可仕候也とあり。「秦山集」甲乙録一(渡川春海の語を録する)に、葬訓被不流也。棄之義。重遠訓。今下賤之言、棄物曰被不流。蓋此訓也。重遠訓被爾不流。是振土掩誠之義也。翁不是之。とある。契沖の和字正濫抄は「はうふる」である。釈日本紀は「カクシマツル、ヲサメマツル 古点ハフリマツル」としている(秘訓)。なお、「訓」はヤマトコトバで漢字をよむ場合のよみの意と、意味・本義(語源)の意とにつかわれている。前者はだいたい「訓ず」という動詞としてつかわれ、後者は「訓の心」「訓義」とも言われている。春海は、訓(義)について、明白なものもあるが、明めがたいものもある。明めがたいものは強いて求めてはいけなしいといっている。(元禄10年秦山の問目に答えて、それは秦山集甲乙録五7ウにも録せられている)
- (8) 明魏説は、今日では明魏とするのは誤りで、長慶天皇であることが明かになっている。(仙源抄跋)なお、明魏説は、契沖も「和字正濫要略」に引いている。春海はかなづかい無用論のようであるが、上に見える問目への答えでも、「カナツカヒ」「カナツカイ」と一致していない。
- (9) 橋成員も「畢竟かなづかひの法往昔いまた不定」といっている。
- (10) 「予十四五年来右の古書ともを見るに、仮名一同にしてたがはず」(倭字正濫通妨抄 総評)

3 谷秦山の源氏物語観

秦山は、源氏物語については、次のような見解を書きしるしている。

光源氏物語、行雲流水之文、温麗冲澹之歌、明₂於典故₁、切₂乎人情₁、誠千古之奇作也。或曰、其為₂鑑戒₁而作。然則此亦楊雄所謂勸_レ百而諷_レ一、馳₂騁鄭衛之音₁、曲終而奏_レ雅者耳。何足_レ道邪。(秦山集 卷27、丙丁録)

簡単であるが、注目すべきことばではないかと思うのである。

この書かれた年月は記載がないが、室永3年の夏(44才)、湖月抄を読みおえてではなからうかと推測せられる(註11)。

「或曰」とは、何を指したのか。判然としないが、「湖月抄」「発端」に、

又云、人の善悪を褒貶して此物語にしるし出せる処は左伝を学へり。孔子の春秋をしるさるゝ心は、善をしるす所は、後人を善道にいさみを加へてすゝましめんため、悪をしるすは、後生に見ごり聞こりに懲すべきため也。されば勸善懲惡と云是也。此物語の本意是也。

とある説を指すのであろうか。「湖月抄」を読んだの感想とすれば、そう見なければなるまい。だ

が、また、安藤為章の「紫家七論」(元禄16年成る)を読んだ記憶によって書いたと考えられないこともない。「為鑑戒而作」という文句からは、「紫家七論」の「式部を知る人は勸戒のあきらかなるを思ふへし」「其人の行跡情態オコナヒココロバヘかみみにうつすことく」が想起せられるのである。元禄16年の翌年宝永元年3月、秦山は江戸に旅して、渋川春海(水戸光圀の師でもあった)をたずねている。水戸の書を見るつてがあったかとも思われるが、「紫家七論」は、秦山が江戸を去った後の5月に、伴資矩が清書したという奥書を有するから、この時見たとはいえない。宝永3年には、藩命で、4月上京し5月に帰国している。この折京などで一見したのかもしれない。

湖月抄に載る説か、為章の説かは、いずれでもよい、とにかく、そうした儒教的「鑑戒」説を、秦山は「何ゾ道フニ足ラン」としりぞけているのである。

「明於典故」というところは、秦山の「有職」学の立場からする功利的見解かと思われるのであるが、文章、和歌の美と、「切乎人情」なるを説き、「千古之奇作」とし、勸善懲悪を採るに足りない見解としてしりぞけている。この非鑑戒説は、ほとんど時を同じうした為章とは趣を異にしており、契沖の源氏物語観に近い。「勸戒」説を批判して、契沖は、春秋の褒貶は善人と悪人とを対照させる、しかるに、この物語は、一人の上に善悪がまじる、春秋に比することはできない、としているが、秦山は、鑑戒説からみれば、むしろ悪をすすめることになるはずで、筋が立たないと、しりぞけているのである。(漢書、司馬相如伝贊、諸橋氏大漢和辞典第2巻422頁参照)

「源注拾遺」は元禄11年に成ったというが、秦山はまだそれを見ていないと思う^(註12)。この秦山の見解のよって来たところは、かれが神道学者として、神典に心をこめ、神典の精神を継承しようとしたところにあるのではなからうか。かれは、忠孝を人心の、すなおな、自然的な発露と見るのであるが、そのような立場に立つとき、「鑑戒」説は問題にならないのである。人情の自然を描いたものとして、「千古の奇作」とたたえられるわけであって、この点、「物のあはれ」説の立場とあまり大きなちがいはないのである。(註2)

注

- (11) 「秦山日抄」第二に「源氏湖月抄抜書」があり、終りに「宝永丙戌六月廿六日抄焉」とある。その抜書には、「発端」の抜書もあるが、「文法・大意」の条はない。また、秦山の感想もない。当時、秦山は湖月抄を所有せず、人に借りて読み、要所を抜書きしたものと想像される。それは抄録を作ったということからも想像されるが、次のような理由もある。子垣守は延享元年現在「湖月抄」を所持していず(次章目録抜書)また、「秦山日抄」にある「八雲御抄」「春曙抄」が「秦山蔵書目」にはいずれも「戊戌」(享保3)(これは入手の年を示すようである)とあり、「三代実録」は享保2年、「八代集」は享保7年(秦山没後)とある。もちろん書物の亡失ということもあるが、「日抄」に載せられたものは、当時所蔵していなかったと見てきつつかえあるまい。(垣守の「鍋山随筆」では所持本をも抄出しているらしいが。)したがって、かれの感想は、借覧の後と見るべきではないかと思うのである。なお、「光源氏物語」とあるのも、「湖月抄」「発端」にある名称によるのではなからうか。
- (12) 垣守は延享3年に「源注拾遺」を手に入れようとしている。(江戸立用事覚)。「湖月抄」を読む前に「源注拾遺」を読むことはおそらくあるまい。

4 谷垣守の覚書から

1. 近ごろ、垣守の「江戸立用事覚」と「鍋山随筆」という、メモ帳を見た。断片的ではあるが、当時の垣守の師友や勉強や学界の消息などを知ることがらがあるのので、報告することにした。

2. 「江戸立用事覚」は高知大学付属図書館蔵。小横本で、表紙とも45丁である。はじめ20丁ぐらいに「用事覚」を書いておいたのに、あとで空白や字間に、聞いたこと、考えたこと、計画など書き、用紙も加えたものらしい。表紙にも首尾にも年月署名がないが、内容から、延享3年から4年にかけて、藩主の侍講として江戸に行った時の手帳であることがわかる。この旅には、はじめて真潮を伴った。

3. 「鍋山随筆」は高知県立図書館寄託山内文庫の大本1冊。目録には、「武江品川御教寄方書目録抜書鍋山随筆」となっており、表紙にその題が墨書され、上方に「鍋山随筆」と朱書してある。目録抜書は延享元年

のもので2枚半。そのあとに、書物の抜書や雑記がある。この部分が「鍋山随筆」であろう。用紙はいずれも、何かの著述の復古の紙背で、時によくよめないこともある。抜書、雑記にあらわれる年月は丙寅(延享3年)8月から、未(宝暦元年)8月に及んでいる。

4. 雑記の内容は「江戸立」のほうが豊富なので、下記のもそれが多い。内容の方面は、神道・儒学・歌学・医療など雑多である。人から聞いた話が多いが、やはり、いちばん多いのは、在満と真淵の話である。話題としては、春満(斎)がたびたび出てくるのは当然のことであるが、服部南郭や太宰春台に関するごとも何回か出てくる。以下、類聚して紹介することにする。

5. 国学の先達

(ア) ○壺井安左衛門義知

○羽倉斎 金吾君 岡部参四
羽倉東之進

右兩人有職古学中興

○円珠庵契沖

○羽倉斎 金吾君 岡部参四
羽倉東之進

右兩人和歌古学中興^(註13)(江戸立)

(イ) 嘗聞、國史官牒者天下公共之大典、而社記
伝説者各家私蔵之小冊也。世所称神学者流、
忽緒國史官牒、固執社記伝説。蓋妄秘邪説、職
因此。惟京師羽倉東満翁、尾府吉見幸和翁、
有見于此。可謂得國學之真面目之人也矣。
(江戸立)

(ウ) 神道發明ノ人 羽倉斎翁 吉見幸和翁 岡
部三四翁 (鍋山随筆、寛延元年ごろ)

6. 師友 (延享3年)

(ア) 医療

△岡田甚左衛門丈

神書講談

神道

事跡道理

△同 弥左衛門丈

儒書講談

△稻葉十左衛門丈

神儒ノ分弁

△矢野談右衛門丈

國体ノ異同

有職
△羽倉藤之進殿

和歌
△岡部参四殿

△伊東貞右衛門殿

△佐々木三郎太夫殿

△根岸新左衛門殿

△中島昌円老 (江戸立)

(イ) 受用取捨

△倉橋半左衛門 七 △加藤又左衛門 十二

△川井幸右衛門 十二 中村松亭 十

△岡田弥左衛門 十 △小島十介 十

△徳田久郎兵衛 十 △三ツ矢右近 十

△小島新二郎 十 伊藤宜斎 十

△根岸新左衛門 十二 △岡部三四 十二

△羽倉東之進 十五 △稻葉十左衛門

△伊東貞右衛門 (江戸立)

(注) 岡部三四のは十五を十二に訂正してある。

1列なのを2段に改めた。

(注) 上の(ア)(イ)は同じページにある。(イ)は小さい字である。(ウ)の終りの3名は次のページにある。

(ウ) 徳田九郎兵衛殿 廿九歳 小島十介殿 三十二歳 岡田弥左衛門殿 四十七歳 白井幸右衛
門殿 四十五歳 岡部氏 五十歳 羽倉丈四十□ (江戸立)

(注) 岡田甚左衛門=正利の婿 弥左衛門=正利の子。稲葉十左衛門=佐藤直方門63才。伊東(藤)貞右衛門
=室鳩巢門48才。徳田、小島十介=小浜藩士。加藤又左衛門=枝直。倉橋半左衛門=正房、真淵門人。
この年6月~9月。岡田弥左衛門、徳田、小島十介のために垣守は神代紀を講じた(神代巻速別草)。

7. 国学の分野

(ア) 日本紀 古事記 ○保建大記 ^{己上國} 学本書

古語拾遺 姓氏録 律令 格式

萬葉集 古今集 ○新葉集 ^{己上歌} 学本書

源氏物語 伊勢物語 (鍋山随筆、寛延3年か)

(7)

(イ) 羽倉家伝之書

神代古説 神代国号伝……神代荷田抄……祝詞式解 羽倉東之進作 同解 岡部翁作
右神書

令三弁 大嘗会弁蒙

右有職

国歌八論 国歌臆説 八論余言 八論剩言 古今左注論 東帰 西帰 百人一首古説
(鍋山随筆, 寛延3年ごろ)

8. 訓 点

日本記古事記ノ訓点万葉集ニテ校正スヘシ (鍋山随筆, 寛延元年)

(注) これは真淵から承峻を得たものであろうか。

9. かなづかいについて

(ア) 孫ヲウマコト云 馬梅ナト右ミナウノ仮名也 集解モ皆ウ也 和名抄ヨリウヲ不用 ムヲ
用ヒ ムマコ ムマ ムメ トアリ 古今集迄モ ウ ヲ用ユ 少ノ間カナツカヒ変セリ
羽 (江戸立, 7月)

(注) 真淵の孫弟子高田与清の楽章類語抄附言(文政2年)にこのかなづかいの論がある。

(イ) カナツカヒハ日本自然ノ音ナルヘシ 岡部話(山本話) (鍋山随筆, 寛延元年か2年)

10. 批 判

(ア) 南朝ノ比ハ乱世ニテ書モ少ク今ノコトクニ板行ナケレハ甚不自由ナルユヘ源准后ノ職原抄
大ニ益トナレリ 今ノ世律令格式ノ古書モ^四テ板本多キ時ヨリ見レハ職原ハ甚粗略ノ書^四時
代ヲ察シテ其功ヲ知ヘシ 太平全備ノ時 令ヲトラスシテ職原ヲ執ルハ愚ナルコト也 (江
戸立)

(イ) 橘家神道 恐クハ偽作建立ナラン……橘諸兄公ハ左大臣也 何ソ巫祝ノ術ヲ執セルコトア
ランヤ (鍋山随筆, 寛延元年)

(注) 橘家神道は垣守がもっとも心を用いたものだと言っているが、垣守晩年には、この疑をもって
いたのであろうか。(ただし、これは人の話を書いたものか)

11. 式 日

「江戸立」の表紙には、「月次式日」として、墨朱藍をもって講書の日と書名が書いてある。そ
れを見ると、

1. 6の日 論語 2の日 史記 1の日 万葉 4. 6の日 令 7の日 国語
4. 8. 13. 20 詩集伝 7. 10. 17. 27 孟子 13 歌会

12. 田安宗武のうわさ

① 万葉風歌 田安様御近習一同被仰付深川納涼ノ歌 岡部丈ニ有 岡部氏話 (江戸立)

② 田安様ハ詩ヲ教ト被仰, 宋儒ノコトシ, 羽倉ハ, 古音楽ニカナヘテ文句ノ邪正ニテ教ス, 後
世音楽廢シテ文句ニテ教ニトルト云テ, 論不合. 岡部話 (江戸立)

(注) これは4年前に始まった「国歌八論」論争のことである。

③ 金吾君歌論公方様へ被上. 真淵跋なり. (江戸立, 延享3年9月中旬以後10月7日までの間の記)

(注) これは、「歌体約言」のことで、真淵の植田喜右衛門あて手紙(県居書簡続編第6, 延享3年11月5
日)によれば、大御所(吉宗)に献上したものである。

④ 先之比右衛門督様御叱御蒙御籠居. 世上沙汰嬉乱放佚酒狂^四道之事ノ由, 岡部氏ニ尋, 皆
難説也. 実事不知. 公方様ヘツヨキ御諷^四被仰^四様聞ユ. 但三年斗御引籠ノ様沙汰ありとそ.

(鍋山随筆, 寛延元年) (注) 土岐善麿氏「田安宗武」37頁参照。

⑤ 陸奥様, 甚カロカロシク, 少モ威厳ナラス. 言語サハヤカニインキン也. 当年三十一歳.
金吾君, 威厳至極シテ, 言語ナク, 脇目見玉ハス. 刑部君, 甚カロカロシク, 謙遜至極也.

近衛摂政様、甚カロカロシク、軽キ者ニモ直々御意アリ。御子関白殿ハ威厳甚ク、スヘテ平常
(コカ)
 言語キヨヘス。(鍋山随筆、寛延元年) (注) 土岐氏「田安宗武」24~26, 60~63ペ参照。

13. 真潮の歌

真潮は父に伴なわれて真淵をたずねたであろう。そして、帰国後、その歌を集めて、真淵に送ったか、あるいは翌年父が江戸行きにたずさえて、真淵の評を乞うたかしたらしい。鍋山随筆に寛延元年の記事とおぼしく、次のことばがある。

丹内歌ノ風古今万葉ノ間をよみいる由岡部氏甚褒美也

「賀茂の川水」(賀茂真淵全集)に収められた「谷举準」(真潮の初名)の歌は、すなわちこの時、真淵の評を得た作品であろう。真潮が後年真淵に入門する縁は、延享3年の初めての江戸行の時に作られたものと考えてよい。

「賀茂の川水」の13首は、真潮自編の「北溪歌集」(天明元年)に、11首ほほひとつづきに並び、2首は後にある。最初の「ももつたふ五十のうまやはすぎぬれどなほはるはるの船のみちかな」は、初めての江戸行の歌一連のつづきであり、この歌ならびに次の帰宅の歌は、この時のものである。その次の9首と、離れてある2首は、おそらく帰宅後のものであろう。真淵に見せた作品はわずか13首ではあるまいから、真淵がよいとしたものだけではなからうか。上の真淵評がなるほどどうなずけるような13首である。

また、この真淵の評語から、真淵が万葉風を大いに起そうとしている意志が読みとられるように思う。

14. 垣守と真淵・在満との関係

(1) 垣守は、在満に主として有識を、真淵に主として和歌を学ぼうとしている。また、その兩人のうしろにある春満の学問をも知るべく努力している。(春満関係の誓の所在など誓きつけている)

神代経緯 本章ハ経 皇統ト三種由来
 一書ハ道理受用

右斎翁考 与予説合 (江戸立)

日本書紀荷田抄上扉裏「此書ハ先神代マデノ系図ヲ
 記シ其便ニ一書ヲ以教ヘヲ見ハス故正統ノ系ニ不繫
 コトハ本文ニ不載カグツチ少彦名ノ類是也」(山内
 文庫本)

この一事だけから推測することはむりであろうけれども、中世神道家の流をくむ点において、儒教の思考の存在において^(註14)、春満の思想に親近感をいだいたことが想像される。

(2) 6(4)「受用取捨」という語の意味については、まだよく理解できないが、在満に「十五」という最高数値を配し、真淵には、「十五」と書いて「十二」と訂正してあることは、何と考えればよいであろうか。「受用取捨」は、あるいは、本居大平の「恩頼図」^(註15)のようなものであろうか。また、(7)は年齢の若い人から順に書いてあるが、在満は最高でないのに最後にある。これらは、在満が春満の後嗣として、いわば門地高き故であろうか。垣守の蔵書目録には、荷田家本を校合したという神代巻、神武巻などがあり、さらに「職原抄 一冊下巻 校合 羽倉氏賜」というのがあり、真潮が、先考歿後御風に返したという注記をしている。前項とともに考えると、垣守は真淵よりも在満のほうに傾斜していたと想像される。

(3) 真淵の古道観はすでに立っていたことが、5(7)でうかがえる。これはすなわち垣守に対して怒った年である。かれは、文意考序において「五十ちあまりの齢になりてこそ、さはなるふることをも、ふみのこころをも、ややおもひ通るべくなりにたれ」といっている。(寛延元年は52才)

真淵は、古事記研究のために万葉集から、人代を尽して神代をうかがうということを考え、「工夫がましきをにくむ」^(註16) 思想をすでにもっていたであろうが、そうすると、神代紀を中心とし(伝統と、正史を重んずる立場から)理を説く垣守の学問とは、対立が生じよう。真淵の忿怒事件は、そこから起ったものであろう。当時古事記の会読が行なわれており、垣守の間書が11月11日まであって、次はだいぶん飛んでいるという(南信一氏論文による)から、その席ではあるまいかとも思われるが、古事記会読は1の日であったというから、別の講談の日であろう。が、おそらく、古典講談の場において、神代の事跡と道理(6(ア))にはすでに一家の見識をもつ垣守が、自見を開

陳し、真淵と両々相ゆずらず、真淵を怒らせ、この「確執」がとけないままに、ついに垣守は退門を決意したのではなかろうか。(真淵はいつのころか、在満の後嗣御風とも仲ちがいでいる)

賀茂翁家集にある真淵が垣守を送る歌に「夏野のしげくおもふ事いふべき人」といっている。小山氏はこれを延享2年としていられるが、そうらしく思われる。これは単なるアイサツではなく、真実そのように重んじていたのであろう。意見にあわないところはあるものの、退門状に対して直ちに許諾を与えなかったのも、垣守の去るを惜しんでのことではなかろうかとも想像せられる。

(4) 垣守が歌学的色彩を濃くしたのは、江戸の国学の影響が大きいと思われる。「江戸立」に「家蔵せんことを欲す」とある書の中には、新撰万葉集、うつほ物語、落くほ草紙もあるのである。

(5) 垣守は、また、真淵らの歌会に出、万葉風の歌を学んでいる。

「鍋山随筆」に、寛延元年の記らしく、

年久しく東の旅に行かよひながらあかぬ心を

卯月十九日点

行かへり幾度こゝに清見瀧三穂の松原見れとあかぬかも

跡古風に類多し今少あるへしと也

とある。この批評は真淵のではあるまいか。ここに見られるものは、万葉風の模倣である。翌年正月には、

東の大城にて歳のはしめの筆をこゝろみ侍る

明ぬれば我家にかへる年なりと老をわすれてゑひらくよしも (鍋山随筆)

の作がある。過ぐる延享4年の春の、

武蔵の大城にて友とせ(し)人に遣し侍る

思ひ出のなしとはいはし学ふてふ 身には友あるむさし野か原 (江戸立)

三月三日

梓弓いるかことも行春の 流にうかふ花のさかつき (同)

にくらべてみると、真淵の影響のあとを見ることができるようと思われる。

子真淵の歌は延享4年すでに万葉古今の間にあつたのであるが、かれが土佐に万葉風の歌と、万葉学とおこすのである。垣守は土佐の万葉学のルールをしいたというべきである。

(付) 荷田蒼生子が老後土佐侯の殊遇をうけるのであるが、その縁も垣守と在満との関係に起因するところがありはしないかと想像される。

注

(13) 国歌八論 古学論(契沖と春満)「たゞこの兩人、向來は知らず、中古以來独歩すといふべし」

(14) 垣守は儒教の見解の混入をいましめている。これは6(7)の「神儒分弁」にも見えている。しかし、やはり理をもって説くという点は、儒教的であるというべきであろう。なお、春満の神代経緯説については、志田延義氏「荷田春満」(昭和15)256~265ページに、「日本書紀荷田抄」については、同書375~403ページに解説がある。山内文庫本荷田抄は、在満に借りて、垣守が延享3年8月に写したもので、この「江戸立」のメモはその時のものと思われる。

(15) 佐々木信綱氏「和歌史の研究」村岡典嗣氏「本居宣長」この見方は小関清明氏のご教示をえた。

(16) 県居書簡続編86, 67番

補注

(1) 南信一氏「賀茂真淵の古典会説」(国語と国文学昭和21年9月号)参照。秦山は神代紀、旧事記の質疑について、古事記の質疑を涉川春海に送ったのであって、春海は「古事記歌道之事は曾学不申候へは如何候へ共承及候迄加朱筆候」と手紙にかいている。(元禄10年3月5日付)秦山使用の鼈頭古事記が現存する。

(2) 久松潜一氏「日本文学評論史」786~789, 797~810ページ参照。秦山の「人情に切」は、熊沢蕃山の「人情をいへる事つまびらか也」(源氏外伝=蕃山抄)に一致する。仁齋らも人情の文学観を有した(中村幸彦氏「近世儒学者の文学観」)。秦山は關齋門下であるが、關齋の意見(同書8ページ)とは大いに異なる。

○ 小山正氏「賀茂真淵伝」、井上豊氏「賀茂真淵の学問」、大石新氏「賀茂真淵」を参考にさせていただいた。

(昭和38年9月30日受理)